

第 61 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 19 回 アジア地域調整部会 (CCASIA) 議題
4-(2)	第 19 回 アジア地域調整部会 (CCASIA) 概要
5-(1)	第 46 回 食品衛生部会 (CCFH) 議題
5-(2)	第 46 回 食品衛生部会 (CCFH) 概要
6-(1)	第 36 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 議題
6-(2)	第 36 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 概要
7-(1)	第 24 回油脂部会 (CCFO) 仮議題〔仮訳〕
7-(2)	第 24 回油脂部会 (CCFO) 主な検討議題
8-(1)	第 36 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 仮議題〔仮訳〕
8-(2)	第 36 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 主な検討議題

第 61 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 27 年 2 月 2 日（月）
13:30 ～ 17:00

場所：霞が関中央合同庁舎 4 号館
共用会議室 1219～1221 号室

議 事 次 第

1. 議題

①最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第 19 回アジア地域調整部会
- ・ 第 46 回食品衛生部会
- ・ 第 36 回栄養・特殊用途食品部会

②今後の活動について

- ・ 第 24 回油脂部会
- ・ 第 36 回分析・サンプリング法部会

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

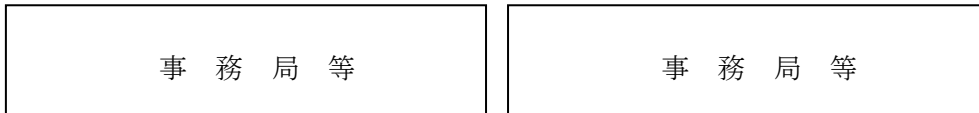
あまがさ 天笠	けいすけ 啓祐	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員
いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部 部長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学 生物資源科学部 農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	一般財団法人 食品産業センター 参与
きくち 菊池	こうじ 孝治	JA 全農ミートフーズ株式会社 法務・コンプライアンス本部 品質保証室 室長
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟 日本国内委員会事務局 事務局長
せぐろ 脊黒	かつや 勝也	日本食品添加物協会 常務理事
たかや 高谷	さとし 幸	公益社団法人 日本食品衛生協会 専務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 NACS 消費生活研究所 所長
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会 会長
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授

第 61 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 27 年 2 月 2 日 (月) 13:30～17:00

霞ヶ関中央合同庁舎 4 号館 12 階

共用会議室 1219～1221 号室



(消費者庁) 増田調査官 ○
(厚生労働省) 横田室長補佐 ○
(農林水産省) 辻山調査官 ○
(司会)
説明者 ○

吉池 委員 ○
蓮尾 委員 ○
脊黒 委員 ○

○ 天笠 委員
○ 岩田 委員
○ 鬼武 委員



○ 戸部 委員
○ 菊池 委員
○ 門間 委員

報道関係者

傍聴 (60 名)

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 19 回アジア地域調整部会

日時：2014年11月3日（月）～11月7日（金）

場所：東京（日本）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	地域に関する FAO/WHO の活動－地域の優先事項及び能力開発ニーズの特定
4	地域調整部会の再活性化－地域調整部会の役割及び基盤の強化の提案
5	各国の食品管理システム、食品規格策定への消費者の参画及び各国及び地域レベルにおけるコーデックス規格の使用
6	非発酵大豆製品の地域規格案（新規作業採択：2005 年）
7(a)	のり製品の地域規格原案（新規作業採択：2011 年）
7(b)	路上販売食品の衛生地域実施規範原案（新規作業採択：2013 年）
8(a)	CCASIA 地域戦略計画 2009－2014 の実施状況
8(b)	CCASIA 地域戦略計画 2015－2020 案
9	食用コオロギ及びコオロギ製品に関する討議文書
10	地域に関連する課題
11	地域調整国の指名
12	その他の事項
13	次回会合の日程及び開催地
14	報告書の採択

第19回アジア地域調整部会 (CCASIA) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2014年11月3日（月）～11月7日（金）

場所：東京（日本）

2. 参加国及び国際機関

21加盟国、4オブザーバー加盟国、6国際機関 合計 119人

3. 我が国からの出席者

農林水産省 消費・安全局消費・安全政策課 国際基準専門官 坂下 誠
 農林水産省 消費・安全局消費・安全政策課 課長補佐 阪本 和広
 農林水産省 消費・安全局消費・安全政策課 企画係長 中村 亮太
 農林水産省 消費・安全局消費・安全政策課 高畑 直子
 農林水産省 消費・安全局農産安全管理課 課長補佐 小林 秀誉
 農林水産省 食料産業局食品製造卸売課 課長補佐 忠田 吉弘
 農林水産省 食料産業局食品製造卸売課 課長補佐 妹尾 宏明
 農林水産省 食料産業局食品製造卸売課 海外展開戦略推進係長 諸岡 宏
 農林水産省 食料産業局食品製造卸売課 豆類加工品・漬物係長 川端 匡
 農林水産省 水産庁増殖推進部栽培養殖課 栽培養殖専門官 大河内 裕之
 農林水産省 水産庁漁政部加工流通課 水産物安全推進係長 松島 博英
 厚生労働省 医薬食品局食品安全部 参与 吉倉 廣
 厚生労働省 医薬食品局食品安全部企画情報課 国際食品室 室長 岡田 就将
 厚生労働省 医薬食品局食品安全部企画情報課 国際食品室 室長補佐 横田 栄一
 厚生労働省 医薬食品局食品安全部企画情報課 国際食品室 主査 鈴木 雅晶
 消費者庁 食品表示企画課 食品表示調査官 増田 利隆
 消費者庁 食品表示企画課 総括係長 伊藤 麻子
 食品安全委員会事務局 評価第一課 評価調整官 高崎 洋介
 国税庁 課税部鑑定企画官付 企画専門官 石渡 英和
 国税庁 課税部鑑定企画官付 調整係長 太田 萌

（テクニカル・アドバイザー）

日本豆腐協会 専務理事 町田 秀信

ハウス食品グループ（株）品質保証統括部国際品質保証課長 山本 竜太

（財）食品産業センター企画調査部次長 三輪 恵一

日本豆乳協会技術部会長 本多 芳孝

（株）登喜和食品 社長 遊作 誠

全国海苔問屋協同組合連合会 専務理事 井上 勝久
全国海苔貝類漁業協同組合連合会 漁政総務部長 清水 聡

4. 概要

議題1. 議題の採択

議題 10「地域に関連する事項」において、「中小食品企業の紙及び包装の規準に関するガイダンス（インドネシアが提案）」について議論すること、議題 12「その他の事項」において、以下について議論することに合意した。

- マッコリの地域規格策定に関する討議文書（韓国が提案）
- サムゲタンの地域規格策定に関する討議文書（韓国が提案）
- 納豆の地域規格策定に関する討議文書（我が国が提案）
- 乾燥ロンガンの地域規格に関する討議文書（タイが提案）
- インドネシアによる執行委員会（CCEXEC）の地域代表国への立候補に関する情報
- 我が国の食品中の放射性物質の管理に関する最新状況

また、議題 7a「海苔製品の地域規格」について、会期内作業部会（議長国：韓国、共同議長国：日本）を設置し、規格原案のセクション2「製品の記載」について議論することに合意した。

議題2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

総会及び他部会からの付託事項についてコーデックス事務局より報告がなされ、検討が必要な事項については以下のとおり合意した。

1) テンペの地域規格

第 34 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）及び第 45 回食品添加物部会（CCFA）からの勧告について議論し、脂質含有量の分析法等の修正については第 38 回総会（CAC）へ採択に諮ることに合意した。

2) コーデックス戦略計画 2014-2019 のモニタリング

コーデックス戦略計画 2014-2019 が第 37 回 CAC にて採択されたことに言及し、当部会の実施状況について確認を行った。実施状況に関する各部会からの回答は、第 70 回執行委員会（CCEXEC）及び第 38 回 CAC で検討される予定。

議題3. 地域に係る FAO/WHO の活動－地域の優先事項及び能力開発ニーズの特定

FAO/WHO より、前回会合以降に実施された、キャパシティビルディング等に関する FAO/WHO の活動及び 2015 年末に終了予定の現行のコーデックス信託基金の後継事業について紹介があった。

我が国からは、受益国の個々のニーズに応じた支援を取り入れた後継事業を支持し、今後も参加者にとって有益である机上訓練等を取り入れたトレーニングコースを実施すべきと発言した。

議題4. 地域調整部会の再活性化－地域調整部会の役割及び基盤の強化の提案

コーデックス事務局より、本議題は、地域調整部会がより効率的に活動するための再活性化の方法に関する議論を促すことが目的である旨の説明がなされた。主な検討結果は以下のとおり。6地域調整部会における本議題に関する結果は、次回総会で示される予定。

1) 地域調整部会の議題の統一化

部会は、6地域調整部会の議題を揃えることを支持するが、地域に特有な問題を解決するために、議題項目には柔軟性が必要であることに言及した。

2) 情報共有のためのプラットフォーム

部会は、食品管理システムに関する情報の収集及び共有のためのプラットフォームの構築を支持した。しかし、プラットフォームの目的、情報の種類、持続可能性及び運営方法には更なる検討が必要であるとした。

3) 地域のニーズ及び関心事項の特定

部会は、各国のニーズや優先事項に関する情報の収集及び交換が重要であることに合意した。また、オンラインプラットフォームは、リアルタイムでの情報交換に有効であることに言及した。

4) 地域戦略計画

部会は、コーデックス戦略計画 2014-2019 が包括的であるので、地域戦略計画は不要であるとの見解を示した。また、地域戦略計画の代わりに、地域の関心事項に関する活動一覧表とするのが適当であることに言及した。

議題5. 各国の食品管理システム、食品規格策定への消費者の参画及び各国及び地域レベルにおけるコーデックス規格の使用

コーデックス事務局より、作業文書 (CX/ASIA 14/19/5, CX/ASIA 14/19/5 Add.1) 及び当日配布文書 (CRD) により各国の回答が紹介され、多くの国がコーデックス規格を国内規格の基礎としていること、輸入食品検査や国内食品のサーベイランスプログラムにリスクベースのアプローチを適用していること、コーデックスの認識や参加を促すためのワークショップが地域または国レベルで開催されていること等が言及された。

議題6. 非発酵大豆製品の地域規格案 (ステップ7)

(経緯)

本議題は中国の提案により 2002 年から議論されている。前回会合で合意が得られなかった、①「圧縮豆腐」の分類及び②「調整／香味付けされた豆乳」の食品添加物条項については電子作業部会 (議長国：中国) を設立するとともに、今次会合直前に物理的作業部会 (議長国：中国) を開催し議論を継続することとなった。

第 41 回食品表示部会 (CCFL) (2013 年) において、セクション 8「表示」の条項について議論が行われ、特にセクション 8.4 の当該食品名の表示について、セクション 2.2 の

「soybean milk」を当該食品の表示に使用することについて焦点が当てられた。複数の参加国等から、乳製品ではない「豆乳 (soybean milk)」に「乳 (milk)」を使用することは、既存のコーデックス規格 (General Standard on the Use of Dairy Terms (CODEX STAN 206-1999)、 General Standard for Food Additives (CODEX STAN 192-1995)) と一貫していないこと等から、反対であるとの意見が出された。CCFL の議長からは、本件は CCASIA で議論し決定すべき本質的な問題であると提案された。

(結果)

物理的作業部会及び部会での議論の結果、「圧縮豆腐」(セクション 2.2.3) の定義については、我が国が提案したとおり、「豆腐及び関連製品」との違いをより明確にした定義とすることに合意した。「圧縮豆腐」の分類については、中国より、圧縮豆腐と豆腐は製造方法、消費方法、賞味期限等に違いがあり、中国ではそれらは異なる製品であると認識されている旨の主張があり、「圧縮豆腐」と「豆腐及び関連製品」を別の分類とすることに合意した。

非発酵大豆製品の表示については、CCFL での議論を踏まえ、本規格中の「soybean milk」等は「milk」ではなく「beverage」を使用することに合意した。また、我が国からの提案をもとに、表示の条項 (セクション 8) に、各国の国内規則・習慣等にしがって、本規格で規定した名称以外の名称を表示しても良い旨の規定を追記することに合意した。

また、インドネシアより、黄色に着色された豆腐が国内で伝統的に製造されていることから、豆腐製品の食品添加物条項に着色料を追加すべきとの提案があった。部会は、豆腐への着色料の使用には技術的正当性がなく、品質の悪い製品に着色料を使用すると消費者に誤認を与える可能性があること、また着色された豆腐は主にインドネシアで生産されていることから、当該提案を支持しなかった。

部会は、本地域規格案を第 38 回総会 (CAC) にステップ 8 として採択に諮ることに合意した。食品添加物条項及び表示の条項はそれぞれ食品添加物部会 (CCFA) 及び CCFL に付託される予定。

議題 7 (a). 海苔製品の地域規格原案 (ステップ 4)

(経緯)

本議題は韓国の提案により 2010 年から議論されている。前回会合において、①規格原案の検討及び②汚染物質について検討するための電子作業部会 (議長国: 韓国、共同議長国: 日本) を設置することが合意された。今次会合では、電子作業部会によって用意された規格原案をもとに議論がされた。

(結果)

会期内作業部会を設置して議論を行ったが、製品の定義 (セクション 2) に関する議論等に多くの時間を要したことから、規格原案の最後まで議論を行うことが出来なかった。依然として議論すべき点が多く残っていることから、部会は、電子作業部会 (議長国: 韓国、共同議長国: 日本) を再度設置し、今次会合での議論及び今次会合に提出されたコメントを考慮して、原案を修正することに合意した。また、次期地域調整国と協議の上、次

回会合直前に物理的作業部会を設置することに合意した。

部会は、当該規格原案をステップ2／3に差し戻し、電子作業部会で規格原案の修正を行うこと及びステップ3でのコメント照会を行うことに合意した。

議題7(b). 路上販売食品の衛生地域実施規範原案（ステップ4）

（経緯）

本議題は前回会合においてインドが新規作業提案し、第36回総会（CAC）において承認された。前回会合では、実施規範の対象範囲を最も重要な問題である衛生分野に集中し、電子作業部会（議長国：インド）を設置することが合意された。

（結果）

電子作業部会の議長国であるインドから電子作業部会の検討結果について報告がなされた。当該規範については更なる検討が必要であるものの、非常に長い文章であり、時間も限られていることから、今次会合では当該規範のスコープ、目的及び構造に関する一般的な議論のみを行った。

部会は、電子作業部会を再度設置し（議長国：インド）、次回会合のために修正した規格原案を準備することに合意した。また、次期地域調整国と調整の上、次回会合直前に物理的作業部会を開催することに合意した。

部会は、当該規格原案をステップ2／3に差し戻し、電子作業部会で規格原案の修正を行うこと及びステップ3でのコメント照会を行うことに合意した。

議題8(a). CCASIA 地域戦略計画 2009－2014 の実施状況

前地域調整国である我が国より、地域戦略計画 2009－2014 は定期的にモニタリングされていること及び更なる発展が必要な分野は次期地域戦略計画に適切に反映されている旨を報告し、部会はこれを留意した。

議題8(b). 次期 CCASIA 地域戦略計画 2015－2020 案

（経緯）

前回会合において、本戦略計画の目標（Goal）、戦略目的（Objective）等の一般的な事項を中心に議論され、大枠（期間、計画案の構成）について合意が得られた。新たなコーデックス戦略計画や今次会合で出された意見を踏まえ、CCASIA 戦略計画を改訂するために、電子作業部会（議長国：日本）を設置するとともに、今次会合直前に物理的作業部会を開催することが合意された。

（結果）

前地域調整国である我が国が、部会の直前に開催された物理的作業部会で検討した結果を当日配布文書に基づき報告した。共同議長は、議題4において地域戦略計画は不要であるとの結論となったが、当該計画案の策定作業に費やされた地域調整国及びメンバー国の努力を尊重し、地域の関心事項を集めた活動一覧表として次期地域調整国が活用すること

を提案し、部会は共同議長の提案を支持した。

議題 9. 食用コオロギ及びコオロギ製品に関する討議文書

提案国であるラオスが、新規作業を開始できるための十分なデータが集まらなかったことから、作業中止を提案した。部会は作業中止に合意し、更なる情報及びデータが集まった際に作業を再開することに合意した。

議題 10. 地域に関連する課題

コーデックスに関する各国の関心事項や各部会直前に開催しているアジア地域調整会合への積極的な参加のために必要な活動について、以下の議論が行われた。

1) アジア地域調整会合

部会は、アジア地域調整会合の重要性を認識し、当該会合の参加促進のためのコーデックスコンタクトポイント (CCP) 及び代表団間のコミュニケーションを改善すべきとした。

2) コーデックスに関するメンバー国の関心事項

部会は、アジア地域内は特に食品汚染物質部会 (CCCF) の議題に関心が高いことに言及した。また、多くのメンバー国がアジア地域からの科学的データの欠如に懸念を示し、部会は、JECFA からのデータコールに対するデータ提供及びそのためのメンバー国間での協力を各国に対し促した。

メンバー国からあげられた関心議題のうち「中小食品企業の紙及び包装の規準に関するガイダンス」については、インドネシアが食品接触/包装材料の汚染が深刻な問題となっている旨を説明し、部会は、本件は食品衛生部会 (CCFH) 及び CCCF が関係することに言及した。FAO より FAO 内で本件に関する議論を始めたところである旨の紹介があり、部会は、FAO へ各国の懸念に関する情報を提出し、必要に応じて次回会合へ討議文書を提出するよう関心国に対し要請することに合意した。

議題 11. 地域調整国の指名

次期アジア地域調整国 (任期：平成 27 年 7 月～平成 29 年 7 月) について、第 38 回総会 (平成 27 年 7 月) にインドを推薦することに全会一致で合意した。部会は、地域調整国として活動してきた我が国及びタイに対し感謝の意を表明した。

議題 12. その他の事項

1) マッコリの地域規格の新規作業提案

韓国が、討議文書に基づきマッコリの地域規格の新規作業提案を行った。WHO の代表は、世界保健総会 (WHA) はアルコールの有害な使用の削減に関する決議を採択している旨の説明をした。WHO は、アルコール飲料のコーデックス規格策定を必ずしも妨げるものではないが、メンバー国に対し以下の 2 点について検討することが重要であると発言した。

- コーデックスがマッコリの新規作業を行うと決定した場合、他のアルコール飲料に関する提案の引き金になるだろうか。
- 現在あるコーデックス規格及び将来的な規格は、WHA の決議を支持するか、妨げるか、それとも中立的なものだろうか。

部会は、地域規格に対して国際規格が優先され、また、個別規格に対して包括的な規格が優先とされる旨について言及し、我が国からは、WHO から指摘があったとおり、更なる検討が必要である旨発言した。

部会は、修正される討議文書に WHO の2つの質問への対処と、地域内の類似の品目の生産及び貿易に関する情報を盛り込むことが、当該品目の新規作業に関する検討を始める上でよい出発点になるとした。韓国は、情報及びデータが集まった段階で、修正した討議文書を提出する旨発言した。

2) サムゲタンの地域規格の新規作業提案

韓国が、討議文書に基づきサムゲタンの地域規格の新規作業提案を行った。議論の結果、サムゲタンの新規作業に関する検討を中止し、将来的により包括的な規格の可能性があれば検討することに合意した。

3) 納豆の地域規格の新規作業提案

我が国より、納豆の地域規格の新規作業提案に関する討議文書について説明を行い、本格的な議論は次回会合で行いたい旨発言した。メンバー国より、発酵大豆製品（発酵大豆ペースト、テンペ）の規格が既にあるためこれに含めて包括的な地域規格を策定すべきとの発言があった。これに対し我が国より、多種多様な発酵大豆製品（テンペ等）を一括りの規格にすることは困難である旨発言したところ、インドネシアが我が国の発言を支持した。部会は、修正される討議文書に、アジア地域における類似製品、既存の規格に含められる可能性、当該規格策定の正当性についての情報を含めるべきであることに合意し、我が国は次回会合で修正した討議文書及びプロジェクトドキュメントを提出する旨を表明した。

4) 乾燥ロンガンの地域規格の新規作業提案

タイが、乾燥ロンガンの地域規格の新規作業提案に関する討議文書について説明した。部会は、関心国に対し、加工果実・野菜部会（CCPFV）において議論されている乾燥製品の規格に関する電子作業部会に参加することを提案し、CCPFV が乾燥ロンガンを経営の対象に含めることに合意しなければ、プロジェクトドキュメントを含めた討議文書を次回会合に提出することに合意した。

5) インドネシアによる次期地域代表国立候補へのアナウンス

インドネシアから情報提供があった。

6) 我が国における食品中の放射性物質に関する情報

我が国から情報提供を行った。

議題 13. 次回会合の日程及び開催地

第 20 回 CCASIA は約 2 年後に開催。詳細な情報は、第 38 回総会（CAC）で次期地域調整国が承認された後、メンバー国に通達される予定。

(参考)

アジア地域調整部会（CCASIA）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
非発酵大豆製品の地域規格案	8	・ 第 38 回総会
海苔製品の地域規格原案	2 / 3	・ 電子作業部会（議長国：韓国、共同議長国：日本）、物理的作業部会
路上販売食品の衛生地域実施規範原案	2 / 3	・ 電子作業部会（議長国：インド）、物理的作業部会
テンペの地域規格の食品添加物条項及び分析・サンプリング法条項の修正	最終採択	・ 第 38 回総会
マッコリの地域規格に係る討議文書	—	・ 討議文書作成（韓国） ・ 第 20 もしくは 21 回 CCASIA
納豆の地域規格に係る討議文書	—	・ 討議文書作成（日本） ・ 第 20 回 CCASIA
乾燥ロンガンの地域規格に係る討議文書	—	・ （必要に応じて）討議文書作成（タイ） ・ 第 20 回 CCASIA

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 46 回食品衛生部会 (CCFH)

日時：2014 年 11 月 17 日（月）～11 月 21 日（金）

場所：リマ（ペルー）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3	FAO、WHO 及び他の国際政府間機関から提起された事項
4	食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫（ <i>Trichinella</i> spp.）の管理のためのガイドライン原案（ステップ 7）
5	食品中の微生物規準（MC）の設定と適用に関する原則及びガイドラインの統計的及び数学的事項に関する付属文書（ステップ 4）
6	水分含量が低い食品の衛生実施規範原案（ステップ 4）
7	牛肉及び豚肉における非チフス性サルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案（ステップ 4）
8	食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン原案（ステップ 4）
9	生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の改正の必要性に関する討議文書
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第46回食品衛生部会 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2014年11月17日（月）～11月21日（金）

場所：リマ（ペルー）

2. 参加国及び国際機関

58加盟国、1加盟機関（EU）、13国際機関 合計 171人

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品全部国際食品室長	岡田 就将
厚生労働省医薬食品局食品全部基準審査課 専門官	仲川 玲
厚生労働省医薬食品局食品全部監視安全課乳肉安全係長	石亀 貴士
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 リスク管理専門官	五島 朋子
内閣府食品安全委員会事務局 評価第二課微生物・ウイルス・寄生虫係長	大里 早貴
山口大学共同獣医学部病態制御学講座教授	豊福 肇

4. 概要

議題 4. 食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫 (*Trichinella spp.*¹) の管理のためのガイドライン原案 (ステップ7)

(経緯)

第42回会合で新規作業の開始が合意され、第35回総会で新規作業として採択されたものである。これまで、OIEの陸生動物コード策定作業の進展等を踏まえてガイドライン原案が作成されてきた。2013年5月に開催された第81回OIE総会において承認されたトリヒナの陸生コード(8.15章)には、豚肉の輸入時の要件として、①トリヒナ感染について“無視できるリスク”であるコンパートメント²の豚由来であること、②トリヒナの検査陰性の豚由来であること、又は③コーデックスの勧告に基づいたトリヒナの不活化(冷凍や加熱処理等)がなされていること、のいずれかを満たす必要があると定められている。

前回(第45回)会合では、セクション7.3「リスクに基づく管理措置の選定」において、“無視できるリスク”であるコンパートメントの達成要件についてはOIEの陸生コードを参照し、その際の公衆衛生上の保護レベルはFAO/WHOレポートを参照できることを明記するとともに、セクション9「モニタリングと見直し」において、“無視できるリスク”であるコンパートメントの維持要件を4つ挙げ(農場の査察体制の確保、豚100万頭に1頭未満の感染を確認できると畜検査の実施等)、いずれかの要件を満たすべき旨を記載することで合意された。また、FAO/WHOに対し、維持要件の選択等に関する追加の科学的助言が要

¹旋毛虫 (*Trichinella spp.*) は線虫の一種でヒトでは大量の幼虫の侵入を受けた際に発症。感染初期は胃腸炎症状、1～2週間で呼吸器症状、筋肉痛等。重度の感染では死亡もあり。自然界で生活しないので伝播は肉食による。世界各国で発生している。(獣医公衆衛生学 学窓社)

²共通の衛生管理が行われ、特定の疾病に対する衛生状態が他と明確に区分されている1つ又は複数の施設。

請された。本ガイドライン原案についてはステップ 5/8 で第 37 回総会に諮ることで合意されたが、ラテンアメリカの数ヶ国が、セクション 7.3 及び 9 における修正の科学的根拠について母国の専門家と協議できなかつたこと等を理由に判断を留保した。

第 37 回総会では、FAO/WHO から更なる科学的助言が出てくることを考慮し、本部会に関係部分（セクション 7.3 及び 9）を再度議論するよう勧告が出されたため、ステップ 5 で採択し、再度検討することとされた。また、2014 年 10 月には、FAO/WHO から、農場段階でトリヒナ感染について“無視できるリスク”のコンパートメントの達成要件を満たした際の、と畜場での検査数・感度等の仮定データから推定される公衆衛生上の保護のレベルを説明した仮レポートが配付された。

（結果）

ステップ 5 でガイドライン原案に対し提出されたコメントを踏まえて議長が作成したセクション 9 の修正案と、セクション 7.3 の原案について、本会合及び会期中作業部会において議論が行われた。主な議論の結果は以下の通り。

- セクション 9 については、ここに記載される維持要件の目的が公衆衛生の保護であることを冒頭文に明記することとなった。また、維持要件については、家畜衛生当局及び公衆衛生当局の役割の違いを考慮するとともに、FAO/WHO の仮レポートを踏まえて豚の飼養頭数の少ないケースや本原案の柔軟性の確保に配慮し、以下の記述となった。
 - (a) 豚群が OIE の陸生動物コード（8.15.5 章）に定められた状態であることを示す証拠、特に豚群の査察から得られる情報の確認
 - (b) 過去の検査結果が考慮され、かつ、コンパートメント内の豚群の査察から得られる情報の定期的な見直しによって補填された、リスクに基づくと畜検査プログラム
 - (c) 豚 100 万頭に 1 頭未満の感染率であることを 95%以上の信頼性をもって確認できると畜検査プログラム
 更に、ヒトのトリヒナ感染事例の原因が“無視できるリスク”のコンパートメント由来の豚ではないことを確認する疫学調査を可能な範囲で行う旨の記述が追加された。
- セクション 7.3 の、管理措置の選択の例を示すフローチャートについては、文章による説明で十分であるとして削除された。

その他、所要の文言の追加・修正等を行った上で、本原案についてはステップ 8 で次回総会に諮ることが合意された。

議題 5. 食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則及びガイドラインの統計的及び数学的事項に関する付属文書（ステップ 4）

（経緯）

前々回（第 44 回）会合において、「食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則及びガイドライン（CAC/GL 21-1997）」の改訂作業に関して、サンプリングプランの性能特性に関連する統計的及び数学的事項について、FAO/WHO 専門家会合に科学的な助言を求めることとなった。前回（第 45 回）会合において、FAO より、2013 年 10 月 8～10 日にローマで開催された「微生物規準に関する数学的・統計学的観点から科学的アドバイスを提供するための専門家会合」の概要が報告され、最終的な報告書は 2014 年半ばに公表される旨説明があった。日本は、この報告書の内容を検討し、CCFH として付属文書の作成を続けるか、またその場合の付属文書の構造と内容について検討する電子的作業部会（英語のみ）の設置

を提案し、日本とフィンランドが共同議長国として運営していくことが承認された。

(結果)

電子的作業部会の共同議長として日本より、「微生物規準に関する数学的・統計学的観点から科学的アドバイスを提供するための専門家会合」の報告書は微生物規準の設定と適用のための統計学および数学的な考察を理解するために必要なすべてのガイダンスを含んでおり、コーデックスとして附属文書を作成する必要がない旨を示した。さらに附属文書を仮に作成する場合、どのような内容の文書にするかについて明確な提案が電子的作業部会においてなかったことから、本作業を中止し、FAO/WHO の文書を「食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則及びガイドライン」のセクション 4.5, 4.8 及び 4.9 に参照することを提案した。議論の結果、上記の提案について合意された。

議題 6. 水分含量が低い食品の衛生実施規範原案 (ステップ 4)

(経緯)

第 43 回会合で新規作業の開始が合意され、第 36 回総会で新規作業として採択されたものである。前回 (第 45 回) 会合において、本原案は水分含量が低い食品 (Low Moisture Food, LMF) (水分活性 0.85 以下) 全体をカバーする一般的な規定を示すものとし、個別製品の衛生実施規範については、FAO/WHO からの科学的助言を考慮しつつ、必要に応じて本原案の附属文書とすることとなった。一方、本原案の対象食品として、乾燥食肉製品及び乾燥魚介類製品については科学的助言の対象に追加するのは限られた時間内では困難であるとの発言が FAO からあり、本原案には含まないことで合意された。前回会合の決定に伴い設置された電子的作業部会 (議長国: カナダ及び米国) において、水分含量が低い食品によるアウトブレイクを最も引き起こしているサルモネラ属菌の管理に焦点を当てた衛生実施規範、LMF のための微生物規準に関する附属文書 I 並びに LMF 製造エリアにおけるサルモネラ及び他の腸内細菌科に対する環境モニタリングプログラム作成のためのガイダンスに関する附属文書 II から成る原案が作成された。

また、2014 年 10 月に、FAO/WHO から、LMF である各食品分類の優先順位及び関連する微生物学的ハザード等に関する科学的助言の仮レポートが配付された。

(結果)

ステップ 3 でガイドライン原案に対し提出されたコメント並びに本部会の開催直前に開催された物理的作業部会の結果を踏まえて議長国が作成した修正原案を基に、詳細な議論が行われた。主な議論の結果は以下の通り。

- セクション 2.1 「(本規範の) 対象」において、本規範の対象とならない LMF の説明は削除することとなった。また、dry protein products に含まれる品目が分かるよう、FAO/WHO のレポートを参照する旨の注釈を付けることとなった。なお、前回会合において本規範の対象に含めるべきか議論になった茶については、FAO/WHO の科学的助言の内容を踏まえ、対象に含めないこととなった。
- セクション 2.2 「(本規範の) 利用」に記載されている、LMF に含まれる品目に関する既存の衛生規範への参照は残しつつ、今後、既存の衛生規範に品目特異的な管理方法が書かれているか確認し、附属文書として本規範に組み込むべきかを検討する必要があるとした。
- 附属文書 I 及び II については、食品分類別の微生物規準の例示や環境モニタリング

の対象菌の選定に関するガイダンス等の必要性など、FAO/WHOの科学的助言を踏まえた更なる検討が必要であるとして、今回は削除することとなった。

- 上述の要検討事項や、FAO/WHOによる追加の科学的助言の必要性等について議論するための米国とカナダを共同議長とする電子的作業部会を開催することとなった。電子的作業部会の委任事項は次の通り。
 - 既存のLMFを扱う衛生実施規範を見直し、本規範の付属文書として残すか判断する。
 - FAO/WHO専門家会合の報告書に基づき、異なる食品分類のLMFに対する微生物規準の例を示す付属文書を作成するか検討する。
 - 環境モニタリングプログラム作成のためのガイダンスに関する付属文書を作成するか検討する。また、腸内細菌科菌群とサルモネラ、又は両方の微生物をどのように参照するか決定する。
 - FAO/WHOからの科学的助言を考慮して、種々のLMFに「食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則及びガイドライン（CAC/RCP 21-1997）を適用することに関する追加のガイダンスの必要性を検討する。
 - 必要であれば、追加の科学的アドバイスを特定する。
 - 次回（第47回）会合で検討する案を準備する。
- 電子的作業部会は、付属文書を作成する場合には具体的な作業スケジュールを示すことが求められたが、それらは本作業の一部と考えられることから、新たなproject documentは必要ないとされた。

その他、所要の文言の追加・修正等を行った上で、本原案についてはステップ5/8で次回総会に諮ることが合意された。

議題7. 牛肉及び豚肉における非チフス性サルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案（ステップ4）

（経緯）

前回（第45回）会合で米国及びデンマークを議長とする電子的作業部会が原案を作成することとされ、米国及びデンマークより原案について説明がなされた。原案は鶏肉のカンピロバクター及びサルモネラの管理のためのガイドラインと同様のアプローチで作成されており、共通する部分をパート1、牛肉に関する部分をパート2、豚肉に関する部分をパート3としている。電子的作業部会は、①現在3つのパートにわかれているが1つの文書として統合するかどうか、②JEMRAに科学的助言を求めるか否か③、リスクプロファイル及びリスク管理措置決定補助ツールの必要性を検討することを勧告している。

（結果）

電子的作業部会により勧告のあった上記の3点を踏まえて、本部会では議論が行われた。主な議論は以下のとおり。

- 文書の構成については、現在の構成を維持することとされ、牛肉に関する部分、豚肉に関する部分を分ける必要性については今後検討することとなった。
- 科学的知見については、FAO/WHOに牛肉及び豚肉の管理措置に関するシステマティックな文献レビューと専門家会合の実施を求めることとなった。文献調査は、一次生産から消費までのすべての管理措置をカバーするものとし、また、一次生産については本ガイドラインとOIEの陸生動物コードの関連章で適宜相互に参照することとなった。

- リスクプロファイルの作成については、すでに本ガイドラインの作成作業が始まっているこの時点では不要とされ、また、リスク管理措置決定補助ツールについてもFAO/WHOに作成を求めるには早いとされた。

今後の作業を次のように進めることで合意された：

1. FAO/WHOによるシステマティックな文献レビュー（委任事項は以下の通り。）
 - すべての牛及び豚のサルモネラを管理するための適切な対策を特定する。レビューの対象は、入手可能な文献、政府機関からのガイドライン及び入手可能な業界の規範とする。
 - 一次生産から消費までの対策を特定する
 - サルモネラを減らすうえで効果的な対策を特定する。特に、営業施設において効果が示されたものをハイライトする。
 - 対策が効果的であることが示されているポイント（工程）を特定する。
 - 対策がハザードベース又はリスクベースであるかを特定する。
2. 米国及びデンマークを議長とする物理的作業部会（2015年5,6月に開催）
 - 今次会合において提出されたコメント及びFAO/WHOに求めたシステマティックな文献レビューの結果を踏まえ、ガイドライン案を準備する。
3. 米国及びデンマークを議長とする電子的作業部会
 - 物理的作業部会をもとに、ステップ3でコメントを求める原案を作成する。
4. FAO/WHO 専門家会合（次回（第47回）会合の前）
 - 物理的作業部会で提案された措置をレビューする。
5. 米国及びデンマークを議長とする物理的作業部会（次回会合の前日）
 - ステップ3で提出されたコメント及びFAO/WHOによる専門家会合の報告を踏まえ、次回会合本会議で検討する案を準備する。

議題8. 食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン原案（ステップ4）

（経緯）

前回（第45回）会合で新規作業の開始が合意され、第37回総会で新規作業として採択されたものである。2014年に日本及びカナダを議長国とする物理的作業部会（2014年5月と今次会合前日の2回）及び電子作業部会が開催された。

本原案にはフードチェーン全体を含むこと、既存のコーデックス文書及びOIEの文書を参照することとされており、一次生産における衛生管理のガイダンスについては5つの食品分類（肉、乳、魚類や貝類等の水産製品、生鮮野菜及び果実、水）ごとのセクションに分けて記述され、加工段階以降の衛生管理のガイダンスについては全ての食品分類で共通したセクションを設けて記述されている。

なお、FAO/WHO 専門家会合が、2014年2月に食品媒介寄生虫の順位付けに関する専門家会合の最終レポートを公表している。

（結果）

ステップ3で、議長国から提示された本文書の作成にあたり検討が必要な論点に対して各国から提出されたコメント並びに本部会の開催直前に開催された物理的作業部会の結果を踏まえて、本部会ではこれらの論点について議論された。主な議論の結果は以下の通り。

- 用語の定義については、本文書に2度以上使われている用語に限り記載すること、可能な限りFAO/WHOのレポートに書かれている定義を用いることとなった。
- 水の一次生産のガイダンスのセクション(3.5)を残すか否か、また、5つの食品分類を更に細かく分けるか否かについては、管理方法に関する情報をどの程度得られるかに応じて今後検討することとなった。
- 妥当性確認された寄生虫の不活化方法(冷凍や加熱処理等)の例を表にまとめ、付属文書として掲載することとなった。また、これまでにFAO/WHOが公表した特定の寄生虫に関する全ての文書を適切に参照するよう、該当する文書を再確認することとなった。また、FAO/WHOに対し、寄生虫の管理方法について追加の科学的助言は要請しないこととなった。
- 食品媒介寄生虫の一般的な衛生管理事項を扱う本原案には、最終製品の検査については記載しないこととなった。また、将来的に特定の寄生虫に関する付属文書が作成される可能性があるが、現時点では、付属文書の作成に関する具体的計画はないことが確認された。

本原案についてはステップ2に差し戻し、日本とカナダを共同議長とする電子的作業部会で原案を修正した後、ステップ3で各国にコメントを求め、次回部会の直前に物理的作業部会を開催し、議論することで合意された。

議題9. 生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の改訂の必要性に関する討議文書

(経緯)

前々回(第44回)会合において、生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の本文書及び付属文書の改訂提案が了承され、ブラジルが重複している項目の削除、規範に欠けている規定の特定作業を行うこととされた。前回(第45回)会合において、ブラジルから本文書と3つの付属文書(葉物野菜、メロン、ベリー類)の比較検討を行った討議文書がAnnex1、セクション番号やタイトルの不整合についてまとめた文書がAnnex2として提示された。会合においては、本文書及び付属文書の重複を取り除き、章番号等を整えるだけであれば、新規作業に当たらないとの見解が議長及びコーデックス事務局から示され、議長より、統合された文書案を確認し、追加の変更点を検討するための電子的作業部会を設置してはどうかと提案があったことから、ブラジル及びフランスを議長とする電子的作業部会が設置された。

電子的作業部会では、付属文書に共通する条項を本文書に合体させる必要性について合意され、付属文書のⅠ(カット野菜及び果実)、Ⅲ(葉物野菜)、Ⅳ(メロン)、Ⅴ(ベリー類)の削除について示されたが合意には至らなかった。また、電子的作業部会のメンバーから、一般的事項を本文書に残す一方で、付属文書を低リスクと高リスクに再分類し修正するという提案や、卸売り、小売り、食品事業者又は家庭での生鮮果実・野菜の安全な取り扱いを維持するための取扱規範までカバーするためにこの文書の対象範囲を広げるという提案があった。

(結果)

電子的作業部会の議長であるブラジルより、電子的作業部会において、当該本文書及び付属文書の修正について概ね合意したことが報告され、修正作業について説明があった。電子的作業部会に提出されたいくつかのコメントは単なる編集上の修正を超えていたこと

から、編集上の修正後に新規作業が必要かどうか議論する必要がある旨言及があった。

本会合では、本体文書及び付属文書の重複を取り除くための改訂について概ね支持されたが、品目特有な条項の付属文書から本体文書への移動については、他の品目に影響があり、必要以上に厳しくなる可能性があることから、いくつかの国が編集上の修正に限定すべきだと言及した。一方で、他の国々は取扱規範や消費者教育などについて記載するために追加の作業が必要だと主張したことから、ブラジル及びフランスを共同議長とする電子的作業部会を設置し、次の作業を行うことで合意された：

- 本体文書と付属文書の冗長な個所及び重複個所の削減による編集上の合理化作業を継続する。
- 修正後の文書を基に、編集上の修正以外の追加修正が必要か検討する。
- 次回（第47回）会合に向けて、本規範の改訂の新規作業の明確なアウトラインと対象範囲を含む討議文書を作成する

議題 10. その他の事項及び今後の作業

(a) 新規作業/今後の作業計画

① 冷凍・冷蔵肉におけるコーデックス規格の策定

エジプトから新規作業として提案したもの。本件については、個別食品規格の策定を求める内容であるため、CCFH の所掌外であること、更に、今後の作業計画に既に含まれている「食肉の衛生実施規範(CAC/RCP 58-2005)」の改訂作業の中で、衛生に関する内容については対応できる可能性があること等が指摘された。エジプトに対し、「急速冷凍食品の加工及び取り扱いのための実施規範(CAC/RCP 8-1976)」が同国の提案した新規作業の対象範囲をすでにカバーしているかどうか確認し、もしその結果、新規作業の必要があるのであれば、所要の修正を加えた上で、コーデックス事務局を通じ、執行委員会及び次回総会に提案するようエジプトに勧告した。

② 食品衛生の一般原則（CAC/RCP 1-1969）と HACCP に関する付属文書の改訂

HACCP に関する付属文書については、2003 年に作成されて以来改訂がなされておらず、本体文書と併せて改訂する必要があることからフィンランドが学究的セミナーを 2014 年 6 月に行い、米国及びニュージーランドからの協力の下提案したもの。

本件については、今回会合において改めてその重要性が認識されるとともに、作業内容を明確にするために討議文書の修正を行う電子的作業部会（議長国：フランス及びタイ）を開催することで合意された。なお、電子的作業部会では、今回会合で議論された内容や議場配付資料等を考慮する必要があるとされた。電子的作業部会の委任事項は以下の通り。

- 食品衛生の一般原則を精査し、改訂が必要な部分を特定すること。
- HACCP に関する付属文書を精査し、必要に応じて改訂を提案すること。
- 食品衛生の一般原則と、HACCP に関する付属文書を一つの文書にまとめることの適切性と可能性を検討すること。
- 既存の食品衛生に関する文書（微生物規準、微生物学的リスク管理等）を確認し、適切に参照するよう提案すること。
- 次回会合に向けた提案を準備すること。

③ 牛肉における腸管出血性大腸菌の管理ガイドライン

次回会合に向けて、ウルグアイが新規作業の提案のための討議文書を作成することとなった。

(b) 今後の作業計画

今回会合では、今後の作業計画の文書を変更しないこと、また、「CCFHが作業を実施するプロセス」に基づき、各国からの新規作業の提案を求める文書をコーデックス事務局から回付すること及び次回会合の直前に物理的作業部会（議長国：米国）を開催し、CCFHにおける作業の優先順位について検討することで合意された。

議題 11. 次回会合の日程及び開催地

次回 CCFH 会合は 2015 年 11 月 9～13 日にボストン（米国）で開催される予定。

(参考)

食品衛生部会（CCFH）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食肉製品の個別食品規格の食品衛生に関するセクションの修正		第 38 回総会
イノシシ科の肉におけるトリヒナ (<i>Trichinella</i> spp.) の管理のためのガイドライン案	8	第 38 回総会
水分含量が低い食品の衛生実施規範原案	5/8	第 38 回総会
牛肉及び豚肉における非チフス性サルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案	1/2/3	電子的作業部会/物理的作業部会（議長国：米国/デンマーク） 第 47 回 CCFH
食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン原案	1/2/3	電子的作業部会/物理的作業部会（議長国：日本/カナダ） 第 47 回 CCFH
食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則及びガイドラインの統計的及び数学的事項に関する付属文書（CAC/GL 21-1997）	作業中止	
新規作業提案/今後の作業計画		物理的作業部会（議長国：米国） 第 47 回 CCFH
生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範（CAC/RCP 53-2003）の改正の必要性に関する討議文書		電子的作業部会（議長国：ブラジル/フランス） 第 47 回 CCFH
食品衛生の一般原則（CAC/RCP 1-1969）と HACCP に関する付属文書の改定に関する討議文書		電子的作業部会（議長国：フランス/タイ） 第 47 回 CCFH

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 36 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)

日時：2014 年 11 月 24 日（月）～11 月 28 日（金）

場所：バリ（インドネシア）

議題

1	議題の採択
2	a) コーデックス総会及び各部会からの付託事項
	b) FAO/WHO から提起された関心事項
3	必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則（CAC/GL 9-1987）の改訂原案（ステップ 7）
4	コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案（ステップ 3）
5	乳幼児用穀物加工食品の規格基準（CODEX STAN 74-1981）に低体重児用の新規 PartB を挿入することに関する修正原案（ステップ 4）
6	フォローアップフォーミュラのコーデックス規格（CODEX STAN 156-1987）の見直し（ステップ 4）
7	非感染性疾患のリスクとの関連からカリウムの栄養参照量の候補値を検討するための討議文書（ステップ 4）
8	食品添加物リスト（CODEX STAN 72-1981）の改訂原案
9	トランス脂肪酸フリー強調表示の討議文書
10	育種選別による栄養強化に関する討議文書
11	その他の事項及び今後の作業
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 36 回コーデックス栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2014 年 11 月 24 日（月）～11 月 28 日（金）

場所：バリ（インドネシア）

2. 参加国数及び国際機関

54 加盟国、1 加盟機関、25 国際機関（合計 299 人）

3. 我が国からの出席者

- | | |
|-------------------------------|--------|
| ・消費者庁食品表示企画課 食品表示調査官 | 増田 利隆 |
| ・農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 調査官 | 辻山 弥生 |
| ・農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 係長 | 木村 日都美 |
| ・厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 室長 | 岡田 就将 |
| テクニカルアドバイザー | |
| ・特定非営利活動法人国際生命科学研究機構 特別顧問 | 浜野 弘昭 |
| ・独立行政法人国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究部長 | 石見 佳子 |

4. 概要**議題 1：議題の採択**

議題 11 において、①栄養失調児の管理に関する ready-to-use 食品規格、②グルテン不耐症者向け特殊用途食品の使用に関するコーデックス規格に推薦された分析方法の提案等について、③乳幼児向けの特殊用途食品の栄養成分のアドバイザーリーリスト（CAC/GL 10-1979）におけるクエン酸亜鉛の追加提案、④エイコサペンタエン酸（Eicosapentaenoic Acid：EPA）及びドコサヘキサエン酸（Docosahexaenoic Acid：DHA）の栄養参照量¹（Nutrient Reference Values：NRVs）策定に関する新規作業提案、⑤グルテン不耐症者向け特殊用途食品の使用に関するコーデックス規格の改訂案、以上 5 点について議論すること、また、その他の議題については原案通りとすることで合意した。

議題 2a：コーデックス総会及び各部会からの付託事項

世界戦略計画のモニタリングの実施状況に関する質問票の回答案を EU 及びカナダが共同で作成し、それを基に回答案の内容について検討を行い、部会として合意した。

また、食物繊維の分析法に関して、現在採用されている AACCI 32-45 を継続して Type1² 分析法とし、分析・サンプリング法部会（Codex Committee on Methods of Analysis and Sampling：CCMAS）に報告することに合意した。加えて、AOAC 2009.01 を Type4³ 分析法と

¹ 我が国では NRVs に相当するものとして、「栄養素等表示基準値」が策定されており、栄養機能食品の表示事項として規定されているほか、栄養素等含有量に係る強調表示（「豊富」、「含有」等）の基準値の設定根拠となっている。

² 分析法の定義自体により分析値を決定づける分析法、クライテリアアプローチは適用できない。

³ 従来使われていた分析法や最近導入・開発された分析法、分析法に関するコーデックスの基準への適合に関するデータが不足している、クライテリアアプローチは適用できない。

することに合意した。

議題 2b : FAO/WHO から提起された関心事項

WHO から、食事と健康に関する栄養ガイドランス専門家諮問グループ (WHO Nutrition Guidance Expert Advisory Group: NUGAG) の Diet Health に関する Subgroup の会議が 2014 年の 9 月に開催され、飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸に関する新たな根拠を評価すること、非感染性疾患 (Non-communicable Diseases: NCD) 予防のための飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸の推奨値の見直し、食事、栄養、健康に関する公衆衛生政策として飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸の置き換えに関する問題について検討された旨の報告があった。

議題 3 : 必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 9-1987) の改訂案 (ステップ 7)

(経緯)

2011 年 11 月に開催された第 33 回部会では、一般原則の各章の目的、個々の原則について議論が行われたが、さらなる検討が必要とのことから、本議題についてはステップ 3 に差し戻された。

第 34 回部会で討議された改訂原案の 3.1.3 章では、必須栄養素の義務的添加、任意添加のいずれについても各国事情に従うべきとの原則が示され、一般原則の対象に特殊用途食品を含めるかどうか、章によっては必須栄養素の義務的添加と任意添加を明確に書き分けるべきか等について議論が行われたが、いずれの事項についても結論が得られず、引き続き検討を行っていくこととなった。また、一般原則の枠組みについても様々な議論が行われたが、いずれの事項についても結論又は合意が得られなかったことから、第 35 回部会では、討議文書の準備や今次部会での検討に向けて、カナダを座長国、ニュージーランドを共同座長国として電子作業部会を立ち上げ、ステップ 3 として前回部会で検討することで合意していた。また、前回部会では、部会の前に物理的作業部会が開催され、項目ごとに検討した結果、いくつかの事項について解決し、前回部会で報告された。前回部会での議論の結果、義務、任意の栄養素の添加に関する定義、モニタリング及び必須栄養素の添加の原則等、いくつかの検討課題は残ったものの、大部分は合意に至り総会に諮ることとされ、第 37 回総会にて採択された。

今次部会では、前回部会で検討されなかった課題について議論することとされていた。

(結果)

前回部会で合意されなかった義務、任意の栄養素の添加に関する定義、モニタリング及び必須栄養素の添加の原則等について文言の修正等を行い、最終的にステップ 8 として次回総会に諮ることで合意された。

議題 4 : コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案 (ステップ 3)

(経緯)

現行の NRVs は栄養表示ガイドライン 3.4.4 章⁴に、また、一般集団を対象としたビタミン、ミネラルの NRVs 策定のための一般原則 (General Principles: GPs) は、同ガイドラインの ANNEX に、それぞれ記載されている。しかし、現行の NRVs についてはデータソースが古いうえ、NRVs 未設定の栄養素も多く、見直しの必要性が指摘されてきた。

そこで、第 33 回部会では、55 ヶ国から提出された各国の栄養参照量 (NRVs) やその算定根拠及びデータを基に議論が行われた。データに関して、各国により共有の専門用語がないことや、データ提出国の 50%以上がひとつの地域に集中していたこと、栄養素により科学的根拠を評価する文献調査数に幅があったことなどが報告された。全てのビタミン、ミネラルの見直しは実質的に難しいとの意見から、表示を目的とした重要度に応じて優先的に検討することが必要との意見が出された。しかし、オーストラリアが 28 種類全ての栄養素を対象とした NRVs を評価することを提案したため、第 34 回部会で討議することが合意された。

新たな NRVs の候補値 (potential NRVs: pNRVs) のうちの多くは、WHO/FAO による「ヒト栄養におけるビタミン、ミネラル必要量」(2004) の Individual Nutrient Level 98 (INL98)⁵を基に設定されたもの⁶であるが、栄養素によっては、最新の WHO/FAO データとの差異が小さくはない。このため、pNRVs の適切性の判定法として、pNRVs と、最新の WHO/FAO データに収載された各国の INL98 と Adequate Intake (AI)⁷の中央値を比較する手法が、オーストラリアより提案されていた。

pNRVs のうち、WHO/FAO の推奨量 (Reference Nutrient Intakes: RNIs)⁸に基づくビタミン K、ビタミン B₁、ビタミン B₂、ビタミン B₆、ビタミン B₁₂、ナイアシン、葉酸、パントテン酸、ビオチン、カルシウム、ヨウ素については、第 34 回部会にて概ね合意に至り第 36 回総会にて文言の一部追加修正の上、最終採択された。

前回部会では、①ビタミン A、ビタミン D、ビタミン E、ビタミン C、マグネシウム、セレン、鉄、亜鉛の必要量に基づく NRVs (NRV-Requirements: NRV-R と変換係数に関する追加/改訂原案の提言、②たんぱく質に係る NRV の検討と NRV-R 改訂案の提言、③信頼できる科学機関 (Recognized Authoritative Scientific Bodies: RASB) の定義の検討と最終定義案の提言について、主に議論が行われた。13 項目の Recommendation (提言) が示されていたが、前回部会では 6 項目のみについて検討し、たんぱく質の NRV-R は 50g/day で合意に至り、第 37 回総会にて採択された。また、栄養表示ガイドライン (CAC/GL 2-1985) の

⁴ ビタミン、ミネラルの表示方法は、含有量及び/又は NRV% (100g 若しくは 100ml 当たり、又は 1 包装当たり (1 包装が 1 食分の場合)) で示すこととされている。また、たんぱく質についても NRV% で表示してもよいとされている。

⁵ ある対象集団において測定された必要量の分布に基づき、母集団に属する 98% の人が充足している量。「日本人の食事摂取基準」の「推奨量」とほぼ同義。

⁶ 第 31 回部会報告 (ALINORM 10/33/26) の Appendix IV に記載。

⁷ 特定の集団における、ある一定の栄養状態を維持するのに十分な量。実際には、特定の集団において不足状態を示す人がほとんど観察されない量として与えられる。「推奨量」が算定できない場合に限り算定するものであり、基本的には、健康な多数の人を対象として、栄養素摂取量を観察した疫学的研究によって得られる。「日本人の食事摂取基準」では「目安量」とされている。

⁸ RNIs は、ある対象集団において測定された必要量の分布に基づき、母集団に属する 98% の人が充足している量。「日本人の食事摂取基準」の「推奨量」とほぼ同義。

ANNEXにおいて、FAO及びWHOはNRVsの策定における第一の検討機関とされていることからRASBとして考えないことが合意された。また、“Competent Authorities”（権限を有する機関）という用語の使用についても意見が交わされ、この用語の意味をより明確にするため、“Competent National and/or Regional Authorities”（権限を有する国及び／又は地域の機関）に修正することで合意した。修正されたRASBの定義⁹は、今次部会で予定されているRASBの選定の際に使用することとなった。

今次部会では、前回部会で検討しなかった課題として、現在ノミネートされている機関がRASBの要件に適合しているかについて確認することとされていた。また、ビタミンC、鉄、亜鉛、セレン、モリブデン、マグネシウム及びフッ素のNRV-Rの値について検討するとともに、鉄及び亜鉛に関する脚注等の検討も行うこととなった。

（結果）

電子作業部会の議長国であるオーストラリアから検討結果の報告があり、Recommendation（提言）ごとに検討を行った。

RASBの要件に適合している機関として、提案されていた6つの機関が承認された。

また、NRV-RとしてビタミンCは100mg、亜鉛は11mg（吸収率30%）、14mg（吸収率22%）、セレンは60 μ g、モリブデンは45 μ g、マンガンは3mg、フッ素は栄養学的根拠がないことから値の設定をしないこと、亜鉛の食事内容に関する説明と脚注については提案のとおりとすることで合意され、これらについてステップ5/8として次回総会に諮ることとなった。

しかし、鉄については、欧州食品安全機関（European Food Safety Authority :EFSA）が現在検討を行っており、来年、検討結果の報告書を出す予定であることから、その結果を待って検討することとなった。そのため、前回部会にて2015年に検討することで計画されていたビタミンA、ビタミンD、ビタミンE、マグネシウム、リン、クロム、銅、塩素に加えて鉄も来年度の検討対象とされた。また、これらの検討を行うため、オーストラリアを議長国として電子的作業部会を設置して検討を行うことで合意した。

議題5：乳幼児用穀物加工食品の規格基準（CODEX STAN 74-1981）に低体重児用の新規PartBを挿入することに関する修正原案（ステップ4）

（経緯）

本議題は、穀物を原料とした栄養補助食品についてインドが新たに「低体重乳幼児用の穀物加工食品の規格」の策定を提案したものである。

第32回部会では、インドの提案に対し、WHOより、途上国における低体重児には発育不全の問題もあるため、低体重の取組を単に行っても、小児の低栄養に関する世界的な問題の解決にはならないことや、穀類及び豆類だけでは低栄養についての対策としては不十分であることが明確に示されていることが挙げられ、今後作業を進める場合には、概念及び方法について慎重な検討を行うべきとの指摘があった。しかしながら、タイをはじめとする複数の国が本作業のコンセプトを支持し、現行規格はそのまま、低体重児のための新

⁹ FAO/WHO以外で1つ以上の政府又は地域当局によって支持されている機関であること、必要に応じて、1日当たりの摂取目安量に関して、独立的かつ透明性のある権威的な科学的助言を行っていること、その科学的助言が1ヶ国以上の政策で活用されていること。

規格パート B を作成することとし、2011 年の総会において新規作業として承認された。

第 33 回部会では、インドを座長国とする電子作業部会において、特に必須成分や穀類含量、エネルギー密度やたんぱく質量について十分な議論が行われたことが報告されたが、部会では十分な討議ができなかったため、第 34 回部会に向けステップ 3 でコメントを回付し、検討することとなった。

しかし、討議文書が回付されたのは第 34 回部会の直前であり、検討には時間が必要との意見や、低体重になるリスクのある小児向けの食品は規格のパート A で対処できるのではないかとの意見が数ヶ国から示された。

WHO は、パート B として提案されている規格の SCOPE (範囲) をより明確化する必要があると指摘した。また、低体重は - 1 標準偏差 (SD) 以上か - 2 SD 以上かを問わず、発育不全 (stunting) とるいそう (wasting) が複合したものであり、発育不全とるいそうの小児に必要な食事は同一ではないと指摘した。さらに WHO は、部会作業文書 (CX/NFSDU 12/34/10) に示されている低体重リスクのある小児はある地域では全ての小児に該当し、現行規格で対処できる可能性があること、また、インドが取り組みたいのはおそらく、身長体重比が WHO の小児成長基準 (WHO child growth standards) の中央値に対し - 3 から - 2 Z スコア¹⁰の中等度急性栄養失調の小児ではないかとの指摘があった。

前回部会では、WHO から、第 34 回部会と同様、インドは低体重の定義について誤解があり、本規格の対象に対して低体重の定義を誤用していると指摘した。また、この点について WHO は、①低体重と発育不全やるいそうは、その重症度の問題ではなく、それぞれ栄養失調の結果であること、②それらには栄養失調のタイプによる異なった指標があり、- 1 SD、- 2 SD、- 3 SD は、単に低体重や発育不全、るいそうの重症度の指標であること、③低体重は発育不全とるいそうが複合したものであり、発育不全とるいそうの小児に必要な食事は同一ではないことなどを指摘した。

さらに、WHO は、低体重の多くは発育不全によることから、穀物を原料とした栄養補助食品のように小児にとってエネルギー密度の高い食事は、状態を改善せず、過体重や肥満といったさらなる栄養問題を起こしかねないとし、パート B の範囲をより明確化する必要があるとした。

多くの国は WHO の意見に支持を表明するか、作業を中止すべきとの意見を表明した。

最終的には、インドを座長国とする電子的作業部会を再度設置し、作業をステップ 2/3 に差し戻した上で、WHO のガイダンス文書及び前回部会のコメントを検討し、電子作業部会メンバー国らの全てのコメントを考慮して新たなパート B の規格を準備するか、異なるアプローチを検討していくこととなった。さらに、パート B の範囲を明確化できなかった場合には、今次部会において作業の中止を提案することで合意していた。

今次部会では、電子的作業部会において本作業の SCOPE について合意が得られなかったことから、今後の作業の進め方を検討することになっていた。

(結果)

¹⁰ ある観測値が平均値から標準偏差の何倍程度離れているかを示す指標。(観測値 - 平均値) ÷ 標準偏差により算出される。

電子的作業部会の議長国であるインドより検討結果の報告があったものの、本作業の SCOPE について合意が得られなかったため、作業の中止が提案され、部会として合意した。

議題 6：フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987) の見直し (ステップ 4)

(経緯)

第 32 回部会において、ニュージーランドは、フォローアップフォーミュラに関する現行規格が策定されてから 20 年以上たち、技術的な発展だけでなく、フォローアップフォーミュラの多様化も考慮に入れて更新をする必要があることから、規格の見直し及び見直しの範囲（全面的か部分的か）について提案したが、十分な討議ができなかったため、第 33 回部会で検討することとなった。なお、第 33 回部会では、WHO の代表より、現在の母乳代替品の販売促進に関する規格に関連して、フォローアップフォーミュラに関する作業を進めていることが示された。現行規格ではフォローアップフォーミュラの対象年齢は 6 ヶ月の乳児から 3 歳児とされているが、これに関して、12 ヶ月以下の乳児を対象とするインファントフォーミュラ及び乳児用特殊医療用フォーミュラの規格と対象年齢が重複している旨指摘があった。また、フォローアップフォーミュラ規格自体の不要論も交わされた。

第 34 回部会では、フォローアップフォーミュラの規格が、乳幼児の栄養に関する世界勧告に照らしても、やはり必要かどうか等について検討することで合意した。

WHO は、世界保健総会 (World Health Assembly: WHA) ではいわゆるフォローアップミルクのような調製乳は不要 (WHA 39.28) と明確に示されている旨指摘した。このため、もし現行規格の全面的見直しの中で、6 ヶ月から 3 歳児におけるフォローアップフォーミュラの利用実態調査も行うのであれば、WHO としてもこの全面的見直し作業を支持する旨発言があった。

部会としては、フォローアップフォーミュラの規格の見直しに関する新規作業を進めるため、電子作業部会を立ち上げることで合意していた。

前回部会では WHO から関連レポート¹¹の報告があった。また、年齢区分ごとのフォローアップフォーミュラの栄養学的必要性について、科学的レビューにより見直しがおこなわれたとしても、フォローアップフォーミュラは、すでに市場にあり、それらの製品組成や販売に関する規制又は管理は必要である旨、ただし、そのような規制等を設けることがフォローアップフォーミュラの必要性を正当化するものではない旨、紹介があった。

いくつかの参加国及びオブザーバーからは、WHO の意見を支持し、フォローアップフォーミュラは必要ないとする意見が示された。一方で、フォローアップフォーミュラは既に市場にあり、製品の安全性及び品質を担保する法的枠組みの必要性や、フォローアップフォーミュラは国際的にも流通していることから、コーデックス基準の策定が適切であることを指摘する意見もあった。

最終的には、年齢区分ごとの栄養学的必要性の検証を進め、食事におけるフォローアップフォーミュラの役割を勘案しつつ、インファントフォーミュラとフォローアップフォー

¹¹ Information concerning the use and marketing of follow-up formula

ミユラに係る現行の製品組成基準を比較検討し、今次部会の資料を準備するため、ニュージーランドを座長国、インドネシアとフランスを共同座長国とする電子作業部会を再度立ち上げること、また、ステップ4を維持し、今次部会において討議することで合意していた。

(結果)

電子的作業部会の議長国であるニュージーランドから検討結果の報告があり、前回部会からの検討課題である規格の必要性とともに、仮に必要とする場合の規格の対象年齢幅について議論が行われた。規格の必要性を訴える国と、規格の必要性はないことを訴える国があり、議論が収束しなかったことから、ニュージーランドを議長国、フランスとインドネシアを副議長国とした電子的作業部会を設置し、引き続き検討すること、また、次回部会前に物理的作業部会を開催することで合意した。

議題7：非感染性疾患のリスクとの関連からカリウムの栄養参照量の原案（ステップ4）

(経緯)

第34回部会において、米国が表示を目的とした非感染性疾患のリスクに関連するカリウムの栄養参照量¹²（NRVs for Labelling Purposes for Nutrients Associated with Risk of Diet-Related Noncommunicable Diseases: NRVs-NCD）に関する討議文書を準備し、FAO/WHO及びRASBのデータを検討することが合意された。

前回部会においては、カリウムに関連して一般集団の栄養参照量を設定するための一般原則の事前審査や評価を示し、本部会としてカリウムのNRV-NCD設定を検討するための新たな作業に着手するかどうか、また電子作業部会において議論をするのかを検討するため、米国より新規作業の討議文書が示され、我が国がこれにまず賛同した。多くの国からも支持表明があり、第37回総会にて新規作業が了承された。

今次部会では、米国を議長国、チリを共同座長国とした電子作業部会での検討を基に作成された討議文書に沿って検討した。具体的には、FAO/WHO及びRASBのデータを基に値を設定することや、コーデックス栄養表示ガイドライン（CAC/GL 2-1985）への掲載方法としてNRV-NCDの意味の違いを分けるために小見出し（超えてはならない摂取レベル、達成すべき摂取レベル）を付け、脚注を追加することが提案されていた。

(結果)

電子的作業部会の議長国である米国より検討結果について報告があり、カリウムのNRV-NCDを3,500mgとし、栄養表示ガイドライン（CAC/GL 2-1985）の3.4.4.2章への追記方法及び既存の脚注の修正について議論を行い、最終的にステップ5/8で次回総会に諮ることによって合意した。

議題8：食品添加物リスト（CODEX STAN 72-1981）の改訂原案

(経緯)

¹²我が国でも、ナトリウム等、一部の栄養素については、生活習慣病の一次予防を目的とした「目標量」をベースに、栄養素等表示基準値が算出されている。

インファントフォーミュラ及び乳児用特殊医療用フォーミュラの規格に含まれる食品添加物の分類について、第 43 回食品添加物部会 (Codex Committee on Food Additives: CCFA) より生理的体成分や生理的代謝物などの分類分けが提案されたことから、クエン酸塩及びリン酸塩を添加物リストに含むべきとされた (クエン酸ナトリウムとクエン酸カリウムはすでに含まれている)。スイスが添加物リストを修正の上、回付することとされていたが、実際に回付されたのは第 34 回部会の直前であり、事前確認の時間がなかったことから、前回部会で検討を行うことで合意した。

スイスが作成した各添加物の要否情報を収載した討議文書は、インファントフォーミュラ及び乳児用特殊医療用フォーミュラの規格における食品添加物リストの改訂草案としてリストから除く食品添加物の提案と、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives: JECFA) に評価を依頼するリストとなっている。

前回部会で、スイスは討議文書を示し、各添加物の必要性等については、国際特殊用途食品産業会 (International Special Dietary Foods Industries: ISDI) からの意見が含まれており、各国からのコメントは多岐にわたり、さらなる電子作業部会での検討が必要であると指摘した。

最終的には、乳幼児用食品への添加物の使用は、最も低いレベルとすべきであること、CODEX STAN 72-1981 の添加物リスト改訂原案に関して、各国コメントを十分に検討する必要があること、乳児等用食品 (Food for infants) における添加物の技術的必要性を評価することが重要であり、その際には、規制当局による許可の状況、JECFA の評価の状況、業界など関係者からの技術的な情報を考慮に入れるべきであること、評価後、電子作業部会は、改訂したリストと今後の作業について部会に提案することとして、スイスを座長国とする電子作業部会を設置し、検討することで合意した。

今次部会では、①CODEX STAN 72-1981 の添加物リスト改訂原案の修正等、②手続きマニュアルと食品添加物に関する一般規格 (General Standard for Food Additives: GSFA) の序文に基づいたアプローチ (JECFA で評価されているか、食品添加物を使用する技術的正当性があるかを確認し、両方の情報があつたものについて、本部会において技術的必要性について検討)、③CODEX STAN 72-1981 の添加物リストと GSFA の関連する食品分類で認められている食品添加物との整合性、④利害関係者が CCFA を通じ JECFA に評価を依頼すべきものであるため、今後規格への追加修正を希望する食品添加物のリスト (wish-list) についての議論は、次回部会では行わないこと、以上 4 点について主に議論することになった。

(結果)

電子的作業部会の議長国であるスイスより検討結果が報告された。

部会では、①CODEX STAN 72-1981 の添加物リストの維持に合意し、個別の食品添加物について検討したこと、②提案されていた手続きマニュアルと GSFA の序文に基づいたアプローチに関して提案されていたステップ案の微修正を行ったこと、③CODEX STAN 72-1981 の添加物リストと GSFA の関連する食品分類で認められている食品添加物との整合性を図るため食品添加物部会に照会し、その回答を持って検討すること、④個別食品規格の食品添加物条項は、最終的に GSFA を参照することに言及しつつ、次回の部会まで食品添加物のリ

ストを維持すること、これらの提案について合意した。

議題 9：トランス脂肪酸フリー強調表示の討議文書

(経緯)

前回部会において、第 41 回食品表示部会 (Codex Committee on Food Labelling: CCFL) から本部会に対してトランス脂肪酸フリー強調表示の要件の策定に関する助言を求められていた。

NUGAG での主要健康指標への影響に関するレビューと CCMAS でのトランス脂肪酸の分析法に関する作業が間に合えば、カナダがその結果を基に討議文書を作成することが提案され、部会で了承されていた。

今次部会では、カナダが作成した討議文書を基に議論した。具体的には、トランス脂肪酸フリー強調表示を行うための要件が提案され、栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン (CAC/GL23-1997) に規定されているとおり、飽和脂肪酸とコレステロールの間にトランス脂肪酸の含有量を挿入することが提案されていた。

(結果)

トランス脂肪酸の分析法について、CCMAS に照会すること及び、最新のシステマティックレビューでの評価、飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸に係る新たな根拠等に関する NUGAG の検討結果を待った上で、次回部会にて議論することで合意した。

議題 10：育種選別による栄養強化に関する討議文書

(経緯)

第 34 回部会において、国際食糧政策研究所 (International Food Policy Research Institute: IFPRI) は伝統的育種法による作物の栄養強化に関するプレゼンを行い、前回部会用の討議文書を用意する旨提案した。

部会ではこの提案を支持する意見があった一方で、討議文書の目的を問う発言や、新規作業とすること自体に否定的な意見もあり、結果的に、カナダが IFPRI と協同して討議文書の目的を明確化していくことを提案し、部会で承認された。

また、第 41 回 CCFL において、育種選別により栄養強化された作物に由来する食品の表示に関する議論が行われ、既存のコーデックスガイドラインには微量栄養素の含有量に係る「高い旨の表示」に関する基準は用意されているが、「Biofortification」に関する定義は存在せず、育種選別により栄養強化された原材料を含む加工食品等にあっては、その食品の特長を表示として表現することが難しいこと、IFPRI が本部会に向け討議文書を準備すること、「Biofortification」に関する定義の策定を本部会に依頼することが合意された。

前回部会では、IFPRI から示された討議文書に関して、作業の重要性を支持する意見が多く、最終的に部会としては、ジンバブエ及び南アフリカが今次部会での検討を行うために、「Biofortification」の定義についての討議文書及びプロジェクトドキュメントを作成することで合意していた。

(結果)

定義や SCOPE について明確にする必要があるとの意見があったが、最終的に多くの支持

が得られたことから、新規作業を開始することに合意し、次回総会に諮ることとなった。また、定義の検討を進めるため、ジンバブエを議長国、南アフリカを副議長国とした電子的作業部会を立ち上げることに合意した。

議題 11：その他の事項及び今後の作業

＜栄養失調児の管理に関する Ready-to-use 食品規格に関する討議文書＞

UNICEF より急性栄養不良児のための Ready-to-use 食品に関する規格の策定の提案があった。いくつかのオブザーバーからは賛成があったが、いくつかのメンバー国から支持が得られなかった。WHO が現在行っている急性栄養不良児に関する再評価が来年中ごろに終わる見通しであることから、部会としては、UNICEF が今次部会で寄せられたコメントを踏まえ、セネガルと共同で討議文書を次回部会に用意することで合意した。

＜グルテン不耐症者向け特殊用途食品の使用に関するコーデックス規格（CODEX STAN 118-1981）に推薦された分析方法の提案等について＞

オーストリアよりグルテンについての推薦された分析方法に関して提案がなされ、部会として CCMAS に照会し、その回答をもって検討することで合意した。

＜乳幼児向けの特用途食品の栄養成分のアドバイザーリスト（CAC/GL 10-1979）にクエン酸亜鉛を追加することに関する提案＞

スイスより提案されたクエン酸亜鉛の追加について合意され、次回総会に諮ることとなった。

＜EPA 及び DHA の NRV の設定に関する新規作業提案＞

国際食品サプリメント協会（International Alliance of Dietary/Food Supplement Association: IADAS）から、EPA 及び DHA の NRV-NCD を新規作業として設定することが提案された。部会としては、新規作業の提案に合意し、ロシアとチリを副議長国とした電子作業部会を設置することとなった。

＜グルテン不耐症者向け特殊用途食品の使用に関するコーデックス規格（CODEX STAN 118-1981）の改訂案＞

グルテン不耐症者に対する特殊用途食品の使用に関するコーデックス規格にある商品名（KAMUT）を一般名（khorasan wheat）の一例とする修正案が米国より提案され、部会として合意された。

議題 12：次回会合の日程及び開催地

次回会合は、2015 年 11 月 23 日から 27 日にかけて、ドイツのバート・ゾーデン・アム・タウヌスにて開催される予定である。

(参考)

栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則の改訂原案	8	第 38 回総会
コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案 (たんぱく質以外) (CAC/GL 2-1985)	5/8	第 38 回総会
非感染性疾患のリスクに関連するカリウムの栄養参照量の候補値に関する原案	5/8	第 38 回総会
栄養表示ガイドライン Annex の修正 (CAC/GL 2-1985)	採択	第 38 回総会
食品添加物リストの改訂原案 (CODEX STAN 72-1981)	採択	第 38 回総会
乳幼児向けの特殊用途食品の栄養成分のアドバイザリーリスト (CAC/GL 10-1979)におけるクエン酸亜鉛の追加提案	採択	第 38 回総会
グルテン不耐症者向け特殊用途食品の使用に関するコーデックス規格 (CODEX STAN 118-1981) の改訂案	採択	第 38 回総会
乳幼児用穀物加工食品の規格基準に低体重児用の新規パート B を挿入することに関する修正原案	作業中止	第 38 回総会
コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案 (ビタミン A、D、E、マグネシウム、リン、クロム、銅、塩素及び鉄) (CAC/GL 2-1985)	2/3	電子作業部会 (議長国: オーストラリア) 第 37 回 CCNFSDU
フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CODEX STAN156-1987)	2/3	電子作業部会、物理作業部会 (議長国: ニュージーランド、共同議長国: フランス、インドネシア) 第 37 回 CCNFSDU

育種選別による栄養強化に関する討 議文書/プロジェクトドキュメント	1/2/3	第 38 回総会 電子作業部会（議長国：ジン バブエ、共同議長国：南アフ リカ） 第 37 回 CCNFSDU
EPA 及び DHA の NRV の設定に関する 新規作業提案	1/2/3	第 38 回総会 電子作業部会（共同議長国： チリ、ロシア） 第 37 回 CCNFSDU
トランス脂肪酸フリー強調表示の討 議文書	-	第 38 回総会 カナダ 第 37 回 CCNFSDU
Ready-to-use 食品規格に関する討 議文書	-	セネガル/UNICEF 第 37 回 CCNFSDU

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 24 回油脂部会

日時：2015 年 2 月 9 日（月）～ 2 月 13 日（金）

場所：マラッカ（マレーシア）

仮議題

1	議題の採択
2(a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
2(b)	CCFO の作業に関連する国際機関の活動
3	魚油の規格原案（ステップ 4）
4	許容される前荷のリストの見直し
5	コーデックス規格における受託または任意適用に関する付託
6(a)	名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：ひまわり油（オレイン酸及びリノール酸の上限値の改訂）
6(c)	名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：パーム油（高オレイン酸（0xG）パーム油の追加）
6(d)	名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：ピーナッツ油（脂肪酸組成とその他の品質項目）
7	低温圧搾油に関する討議文書
8(a)	オリーブ油及びオリーブ粕油の規格の修正に関する討議文書：デルタ-7-ステグマステロールの含有量
8(b)	オリーブ油及びオリーブ粕油の規格の修正に関する討議文書：カンペステロールの上限値の改訂
9	バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範の修正に関する討議文書

10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

第 24 回油脂部会 (CCFO) の主な検討議題

日時：2015 年 2 月 9 日 (月) ～ 2 月 13 日 (金)

場所：マラッカ (マレーシア)

主要議題の検討内容

仮議題 3. 魚油の規格原案 (ステップ 4)

(経緯)

前々回会合で新規作業として合意された。前回会合では、電子作業部会 (議長国：スイス) で検討された規格原案をもとに議論されたが、魚油／濃縮魚油等の定義や個別に規定すべき魚種のリスト、酸価等の品質基準等について、さらなる議論が必要とされたことから、ステップ 2 に差し戻し、電子作業部会及び次回会合直前に物理的作業部会 (いずれも議長国はスイス) を開催して、引き続き議論していくこととなった。

(対処方針)

我が国における魚油の製造実態等を適切に反映した規格となるよう適宜対応したい。

仮議題 4. 許容される前荷リストの見直し

(経緯)

第 34 回 (2011 年) 総会において、バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範 (CAC/RCP 36-1987) の改定が最終採択されたが、その際、採択された基準に基づき許容される前荷リストを見直し、JECFA に依頼する重要性の高い物質を特定することが指示された。

前回会合では、現行リストに掲載されている物質が基準に合致しているか否かを判断するための情報収集、JECFA にレビューを依頼する重要性が高い物質を特定、もしくは優先順位付けすることなどについて電子作業部会 (議長国：マレーシア) において検討することとなった。また、許容される前荷について見直しを行う議題を今後の CCFO の議題に継続的に含めることになった。

(対処方針)

食用油脂のバルク輸送の国際的な流通実態を踏まえつつ、基準を満たす物質が前荷としてリストアップされるよう、また、JECFA にレビューを依頼する物質を特定もしくは優先順位付けできるよう、適宜対応したい。

仮議題 5. コーデックス規格における受託または任意適用に関する付託事項

(経緯)

前々回会合において個別規格における付属書の“voluntary application”の取扱いについて、趣旨を明確にするため記述を変更することとなり、前回会合において当該記述の変

更及び名前の付いた植物油規格 (CODEX STAN 210-1999) の付属書の表 3 及び表 4 について、本体に移すことについて議論する予定であったが、時間的制約により議論できなかった。

(対処方針)

“voluntary application” の記述変更については、当該変更により付属書にある個別の規定が強制的な位置付けを有することにならないよう適切に対処したい。

また、名前の付いた植物油規格の付属書の表 3 及び表 4 の本体への移動については、本体への移動により、より強い位置づけとなることから慎重な立場で適切に対応したい。

仮議題 6(a). 名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：ひまわり油（オレイン酸及びリノレン酸の上限値の改訂）

(経緯)

前回会合において、新規作業提案として議論されたが、新規作業を開始するための十分な支持が得られなかったことから、電子作業部会（議長国：アルゼンチン）を設置し討議文書を修正することとなった。

(対処方針)

討議文書が未接收であるため詳細は不明であるが、本件は既存の数値を、実態に沿った数値に改訂するものであり、新規作業の採択に反対する特段の理由はない。今後、数値が客観的データに基づき改訂されるよう適切に対応したい。

仮議題 6(c). 名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：パーム油（高オレイン酸パーム油の追加）

(経緯)

前回会合において、新規作業提案として議論されたが、新規作業を開始するための十分な支持が得られなかったことから、電子作業部会（議長国：コロンビア）を設置し討議文書を修正することとなった。

(対処方針)

高オレイン酸パーム油の規格提案について、新規作業の採択に反対する特段の理由はないものの、名前の付いた植物油規格 (CODEX STAN 210-1999) 中の一部規格との重複の可能性について精査する必要があることを踏まえ、議論の推移を注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題 6(d). 名前のついた植物油規格の修正に関する討議文書：ピーナッツ油（脂肪酸組成とその他の品質項目）

(経緯)

前回会合において、新規提案としてピーナッツ油の脂肪酸組成とその他の品質項目（ヨウ素価と屈折率）について議論される予定であったが、時間的制約により議論は行われなかった。

(対処方針)

既存の数値を、実態に沿った数値に改訂するものであり、新規作業の採択に反対する特段の理由はない。今後、数値が客観的データに基づき改訂されるよう適切に対応したい。

仮議題 7. 低温圧搾油に関する討議文書

(経緯)

前回会合では、低温で圧搾し搾油する 6 種（クルミ、ピスタチオ、アーモンド、ヘーゼルナッツ、アボカド、亜麻仁）の油についての規格について議論を行うことが合意された。今次会合では、閉会期間中の電子作業部会（議長国：イラン）で検討された 6 種の油の規格について、名前のついた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）に追加することについて議論される。

(対処方針)

新規作業の採択に反対する特段の理由はないが、亜麻仁油については我が国における生産量も比較的多いことから、我が国の亜麻仁油の製造実態等が反映した規格となるよう適切に対応したい。

仮議題 8 (b). オリーブ油及びオリーブ粕油の規格の修正に関する討議文書：カンペステロールの含有量

(経緯)

前回会合では、豪州がオリーブ油及びオリーブ粕油規格（CODEX STAN 33-1981）のカンペステロールの上限値の修正の必要性について説明し、EU はオリーブ油の全世界での生産を考慮し、全世界的な調査を行う必要がある旨主張した。議論の結果、地理的な多様性や気候変動のデータ等を収集し、討議文書を修正することとなった。

(対処方針)

オリーブ油及びオリーブ粕油規格のカンペステロールの含有量に係る新規作業の採択について、反対する特段の理由はないことから、議論の推移を注視しつつ、適宜対処したい。

仮議題 9. バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範の修正に関する討議文書

(経緯)

FOSFA (Federation of Oils, Seeds and Fats Associations) から、バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範（CAC/RCP 36-1987）のコンタミネーション・セクションの記載の修正について、新規提案がなされ、今次会合で議論が行われる。

(対処方針)

食用油脂のバルク輸送の国際的な流通実態を踏まえつつ、我が国のバルクでの食用油脂の輸入に支障を来さないよう適切に対応したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 36 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

日時：2015 年 2 月 23 日（月）～2 月 27 日（金）

場所：ブダペスト（ハンガリー）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格の分析法条項の承認
4	国際食品貿易におけるサンプリング及び検査の原則（説明及び事例）
5	Type I 分析法との同等性確認のための手順/ガイドライン作成に関する討議文書
6	分析対象物質が複数存在し総量を求める分析法に関するクライテリアアプローチについての討議文書
7	分析・サンプリング法規格（STAN 234-1999）における分析法の点検及びアップデート
8	分析法に関する国際機関間会合の報告
9	その他の事項及び今後の作業
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

第 36 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) の主な検討議題

日時：2015 年 2 月 23 日（月）～2 月 27 日（金）

場所：ブダペスト（ハンガリー）

主要議題の検討内容

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

- ・マリンバイオトキシン（貝毒）の分析法

（経緯）

生及び活二枚貝の規格（CODEX STAN 292-2008）におけるバイオトキシン（麻痺性貝毒）の分析法のうち AOAC 959.08（マウス試験法）及び AOAC 2011.27（receptor binding assay）を Type IV に分類することに関し、前回コーデックス総会の議論の結果、①分析法の再分類、②これまでのクライテリアアプローチ（分析法そのものではなく、分析法の性能規準を規定する）では取り扱われてこなかった生物学的分析法について CCMAS が検討するよう要求されている。

（対処方針）

コーデックス委員会の分析法の Type 分類のルールに則り、適切に分類されるように対応したい。

- ・食物繊維の分析法

（経緯）

前回の分析・サンプリング法部会で、高分子量及び低分子量の食物繊維の分析法に関し、現在採択されている分析法（AACCI 32-45.01 及び AOAC 2009.01）のほか、AACCI 32-50.01 及び AOAC 2011.25 が使用可能である旨の情報提供があり、これらをコーデックス規格に含めるかどうか、栄養・特殊用途食品部会（CCNSFDU）が検討することとされた。今次部会では、CCNSFDU が検討した結果について議論される予定である。

（対処方針）

CCNSFDU からは、新たな分析法を含めてコーデックス規格に位置づける案が示されており、CCNSFDU の提案について特段問題ないとの立場で対応したい。

- ・トランス脂肪酸の分析法

トランス脂肪酸の表示に関する CCNSFDU での議論に関連し、現在使用されている分析法の定量下限について、CCMAS がアドバイスすることが求められている。ISO や AOAC インターナショナルなど、分析法を策定している国際機関から、分析法の規格化の状況や分析法の性能について情報提供があると想定される。

- ・グルテンの分析法

特殊用途食品中のグルテンの規格（CODEX STAN 118-1979）におけるグルテンの分析

法として、特にグルテンフリーの表示も踏まえ、ELISA G12 法を追加することが適切かどうか、CCNSFDU に対しアドバイスすることが求められている。

CCMAS は知的所有権を伴う分析法の取扱いに関し、ガイドラインを策定していることから、これに照らして CCMAS に対し適切な情報提供がされるか、その上でガイドラインに照らして本分析法を追加することが妥当かどうか等が議論されることが妥当であるとの立場で対応したい。

議題 3. コーデックス規格の分析法条項の承認

- ・チョウセンニンジン¹の分析法及びサンプリングプラン
 チョウセンニンジンに関するアジア地域規格 (CODEX STAN 295R-2009) が、加工果実・野菜部会 (CCPFV) の規格化されることに伴い、分析法について再提出されたもの。
- ・トウモロコシ及びその加工品中のフモニシンのサンプリングプラン
 食品汚染物質部会 (CCCF) から、フモニシンの基準値 2000 µg/kg 及び 4000 µg/kg に対し、OC 曲線に基づいたサンプリングプランが提案されている。
 前回 CCMAS で DON のサンプリングプラン検討の際に議論になったサンプルサイズの適切性についても既に CCCF で検討されており、承認して問題ないとの立場で対応したい。

議題 4. 国際食品貿易におけるサンプリング及び検査の原則 (説明及び事例)

(経緯)

国際食品貿易におけるサンプリングや検査に際して、科学的な観点から紛争を防ぐための原則 (Principle) について 2013 年に採択されている (CAC/GL 83-2013)。

今次部会では、説明 (Explanatory Note) 及び事例について、電子作業部会 (議長国ドイツ) が作成した原案をもとに議論される予定である。

なお、説明 (Explanatory Note) については、前回の部会で概ね合意に至っており、本文との統合のための修正作業が残っているものである。

(対処方針)

説明部分については、前回部会での概ね合意されており、また、原則の部分については変更せず、introduction や scope の部分についても、説明部分と統合する結果として必要な変更以外は行わないことで合意されている。現段階で新たな内容を追加するべきではなく、本文との統合作業に論点を絞るべきとの立場から対応したい。

また、事例部分は、あくまで利用者にとって分かりやすいものとするための事例であり、示された事例が各国の選択を限定しないよう対応したい。また、原則及び説明部分に書かれておらず国際的にも合意されていない内容・解釈を新たに盛り込むべきではないとの立場から対応したい。さらに、残留農薬部会 (CCPR) から説明を求められていることでもあるが、コーデックスの他部会の TOR も踏まえ、どのような事例を盛り込むかについても引き続き議論を求めたい。

議題 5. Type I 分析法との同等性確認のための手順／ガイドライン作成に関する討議文書 (経緯)

生及び活二枚貝の規格 (CODEX STAN 292-2008) におけるバイオトキシン (麻痺性貝毒) の生物学的分析法のクライテリア (性能規準) 設定の可能性に関連し、前回部会において、一般論として Type I 分析法へのクライテリアアプローチの適用拡大について議論された結果、Type I 分析法にクライテリアを設定するのではなく、Type I 分析法との同等性確認のための手順／ガイドラインを議論することで合意された。

今次部会では、電子作業部会 (米国議長) で議論された討議文書について議論される予定であったが、電子作業部会での議論の時間がなかったため、米国の提案文書として議論される予定である。

米国作成の討議文書は、2 つの分析法の分析結果の比較に関連した統計学的仮説検定の選択肢を示しつつ、その利点や欠点を説明した上で、どのような場合に適用するかといった実行可能性等について議論が必要との内容になっている。

(対処方針)

本件については議論が開始したばかりであり、現時点で、正式なコーデックス委員会の作業となっていない。本件について、コーデックス委員会のガイドラインを策定するかどうかは貿易上の必要性の観点も含めて検討するべきであり、また、作業を進めるのであれば、科学的に妥当な議論に基づき、今後の分析法承認の効率化と分析法の選択肢拡大に資するものとなるよう、適宜対応したい。

議題 6. 分析対象物質が複数存在し総量を求める分析法に関するクライテリアアプローチ についての討議文書

(経緯)

生及び活二枚貝の規格 (CODEX STAN 292-2008) におけるバイオトキシン (麻痺性貝毒) の分析法のクライテリア (性能規準) に関する前回部会における議論を発端とし、一般論として分析対象物質が複数存在し総量を求める分析法のクライテリアアプローチについて議論される案件である。

今次部会では、電子作業部会 (英国議長) で議論された討議文書について議論される予定であったが、電子作業部会での議論の時間がなかったため、英国の提案文書として議論される予定である。

英国提案の討議文書は、基準値から分析対象成分ごとのクライテリアを設定するのではなく分析法から分析対象成分ごとのクライテリアを設定する必要があること、毒性等価係数 (TEF) はクライテリアから切り離して規定する必要があること、総量を求める場合の分析結果の不確かさについても電子作業部会で議論するべきであること、などを指摘している。

(対処方針)

本件については議論が開始したばかりであり、現時点で、正式なコーデックス委員会の作業となっていない。複数の対象物質を同時分析し総量を求める場合も多くあり科学的に妥当な議論に基づき、今後の分析法承認の効率化と分析法の選択肢拡大に資するものとな

るよう、適宜対応したい。